

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

中町道の駅指定管理者選定審査会を設置し、中町道の駅の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇県吏員職員退隠料条例等の一部を改正する条例

第一 県吏員職員退隠料条例の一部改正

令和四年三月三十一日現に扶助料の給与事由が生じている未成年の子に条例の規定を適用するときは、二十歳を成年とする特例措置を講ずることとした。

第二 県吏員職員退隠料条例等の一部を改正する条例の一部改正

1 寡婦加算に係る扶養遺族である子の変更

扶助料を受ける者が妻である場合に、特例として扶助料年額が加算される対象となる扶養遺族である子は、未成年の子及び重度の障害で生活資料を得る途がない成年の子とすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正

婚姻により成年に達したものとみなされた者を青少年から除く規定を削除することとした。

第四 奈良県立高等学校総合寄宿舎条例の一部改正

総合寄宿舎に入寮することのできる者の要件のうち、別表で定める区域に住所を有していることが必要な者に、入寮しようとする者が成年に達している場合にあつては、その者の生計を維持する者を加えることとした。

第五 奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正

- 1 奨学金の貸与をすることができる者の要件の見直し
奨学金の貸与をすることができる者の要件のうち、県内に住所を有することが必要な者に、貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあつては、その者の生計を維持する者を加えることとした。
- 2 奨学金の額の区分の見直し
奨学金の額の区分のうち、通学困難なため通学する者が住居を異にする者に、貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあつては、その者の生計を維持する者を加えることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第六 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。ただし、第三は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 手数料の額の改定等
 - (1) 次の手数料の額の改定等を行うこととした。
 - ア 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改定（登録住宅性能評価機関の評価を受けたものに限る。）
 - (イ) 住宅を新築しようとする場合
床面積に応じ
一〇、〇〇〇円 ～ 二二七、〇〇〇円
↓ 一六、〇〇〇円 ～ 三八二、〇〇〇円
 - (イ) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合
床面積に応じ
一三、〇〇〇円 ～ 三三九、〇〇〇円
↓ 二三、〇〇〇円 ～ 五七一、〇〇〇円
 - イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設
一六〇、〇〇〇円
- (2) 区分所有住宅について、区分所有住宅分譲事業者又は区分所有住宅の管理

者等が認定を受ける制度が創設されることに伴い、共同住宅等の場合に係る規定を削ることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 令和四年二月二十日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

1 指定特定非営利活動法人の指定等の更新

特定非営利活動法人三郷サンサンハウスの指定特定非営利活動法人の指定を更新し、当該法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金が個人の県民税の税額控除の対象となる期間を次のとおり更新することとした。

平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

↓ 平成二十九年一月一日から令和八年十二月三十一日まで

2 施行期日

令和四年一月一日から施行することとした。

◇奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の追加

次のとおり手数料を徴収することとした。

(1) クロスボウの所持許可手数料

ア クロスボウの所持の許可を現に受けている者 六、八〇〇円

同時に他のクロスボウの所持許可を申請する場合の当該他のクロスボウの所持許可手数料 四、三〇〇円

イ アに掲げる者以外のもの 一〇、五〇〇円

同時に他の銃砲等又は刀剣類の所持許可を申請する場合の当該他の銃砲等又は刀剣類の所持許可手数料 六、七〇〇円

(2) クロスボウを使用する国際競技に参加する外国人に対する所持許可手数料

- 三、九〇〇円
- 同時に他の銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加する外国人に対する所持許可を申請する場合の当該他の銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加する外国人に対する所持許可手数料
- 一、八〇〇円
- (3) クロスボウ所持許可証書換え手数料
- 一、八〇〇円
- (4) クロスボウ所持許可証再交付手数料
- 一、九〇〇円
- (5) クロスボウの所持許可更新手数料
- ア 新たな許可証の交付を伴う場合
- 七、二〇〇円
- 同時に他の所持許可の更新を申請する場合の当該他の所持許可更新手数料及び同時にクロスボウの所持許可を申請する場合の所持許可更新手数料
- 四、八〇〇円
- イ 新たな許可証の交付を伴わない場合
- 六、八〇〇円
- 同時に他の所持許可の更新を申請する場合の当該他の所持許可更新手数料及び同時にクロスボウの所持許可を申請する場合の所持許可更新手数料
- 四、四〇〇円
- (6) クロスボウの取扱いに関する講習手数料
- ア クロスボウの所持の許可を現に受けている者
- 三、〇〇〇円
- イ アに掲げる者以外のもの
- 六、九〇〇円
- (7) クロスボウ射撃資格認定手数料
- 同時に他のクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他のクロスボウ射撃練習資格認定手数料
- 九、三〇〇円
- 五、六〇〇円
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
- 令和四年三月十五日から施行することとした。

◇中町道の駅条例

1 設置

道路の通行者及び利用者の利便性の向上を図り、並びに観光に関する情報の発信、地場産品等の販売等により地域振興に寄与するとともに、災害時における災害応急対策に資するため、中町道の駅（以下「道の駅」という。）を奈良市に設置することとした。

2 事業

道の駅は、次に掲げる事業を行うこととした。

- ア 休憩施設及びバスターミナルその他の交通結節機能を有する施設の提供に關すること。
- イ 道路及び地域の観光、歴史文化等の情報の発信に關すること。
- ウ 地域農産物等の地場産品、飲食物その他物品の販売等による地域振興に關すること。
- エ 災害応急対策に關すること。
- オ その他道の駅の設置目的を達成するために必要な事業

3 使用の承認

- (1) 道の駅の5に掲げる施設、設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならないこととした。
- (2) 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができないこととした。
 - ア 道の駅の設置目的に違反するとき。
 - イ 公益を害するおそれがあるとき。
 - ウ 道の駅の施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
 - オ 道の駅の管理上支障があるとき。

- (3) 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができることとした。

4 使用の承認の取消し等

知事は、次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用

を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができるとした。

- ア この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- イ 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。
- ウ 使用の承認の条件に違反したとき。
- エ 3の(2)のいずれかに該当することとなったとき。
- オ 公益上特に必要があるとき。

5 使用料

(1) 使用の承認を受けた者は、次に定める額の使用料を前納しなければならないこととした。ただし、規則で定める場合には、後納することができることとした。

ア 施設及びその使用料

施設	使用料		
	交流スペース	午前九時から午後一時まで	二、七八〇円
	午後一時から午後五時まで	二、七八〇円	
	午前九時から午後五時まで	五、五六〇円	
更衣室	一人一回につき	四〇〇円	

イ 設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

6 損害賠償

- (1) 道の駅の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならぬこととした。
- (2) 知事は、(1)の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができることとした。

7 指定管理者の指定等

(1) 道の駅の管理は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとした。

(2) 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主として道の駅の管理を行う指定管理者になることができないこととした。ただし、知事、副知事及び地方自治法に規定する委員会の委員又は役員等である法人で地方自治法施行令に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでないこととした。

(3) (1)による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならぬこととした。

ア 道の駅の管理に関する事業計画書

イ アに掲げるもののほか、規則で定める書類

(4) 知事は、(3)による提出があつたものうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとした。

ア 住民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が道の駅の設置目的を達成するために必要と認める基準

8 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて道の駅の管理を行わなければならないこととした。

9 指定管理者に行わせることができる業務の範囲等

(1) 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 2のAからオまで（エを除く。）に掲げる事業の実施に関する業務

イ 3の施設、設備等の使用の承認に関する業務

ウ 4による施設、設備等の使用の承認の取消し等に関する業務

エ 道の駅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

オ 道の駅の施設、設備等の維持管理に関する業務

カ 道の駅の利用の促進に関する業務

キ アからカまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(2) 知事は、(1)の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする事とした。

10 利用料金

(1) 7の(1)により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととした。

(2) 利用料金の額は、5に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする事とした。

(3) 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする事とした。

(4) 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる事とした。

(5) 既納の利用料金は、還付しないこととした。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこととした。

11 その他

この条例に定めるもののほか、道の駅の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

12 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行することとした。ただし、(2)から(4)までは、公布の日から施行することとした。

(2) 7の(1)による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、7の例により行うことができることとした。

(3) (2)により指定を受けた者は、施行日前においても、9の(1)の業務の開始に必要な準備行為を行うことができることとした。

(4) 施行日以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができることとした。